平成２５年（フ）第２９号
茨城県土浦市港町３丁目５番５号
破産者　萩島　　功
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７５号
埼玉県所沢市小手指南４丁目12番地の23　グランドネス・ヨシダ103、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字下富1442番地の５
破産者　旗持　　悟
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８２号
埼玉県所沢市こぶし町17番31号、前住所埼玉県狭山市大字堀兼2366番地の９
破産者　小柳　幸雄
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３４７号
埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘３丁目20番２号
破産者　淺井　秀郎
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１５７号
横浜市泉区下飯田町975番地　ハイツ竹の子201号
破産者　高橋　丈夫
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９号
神奈川県平塚市万田930番地の11、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上410番地の４オレンジヴィラ湯河原206号
破産者　唐　　寿子
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３２６号
神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下411番地
破産者　丑尾田財司
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２４０号
新潟市秋葉区結251番地
破産者　長谷川栄子
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９６号
静岡市駿河区馬渕３丁目16―17　サマックス青島103号室、住民票上の住所静岡市葵区八千代町19番地
破産者　成岡喜一郎
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５４号
静岡県焼津市東小川５丁目16番地の１
破産者　宮崎　賢子
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６９号
名古屋市北区落合町288番地　レスペート落合、住民票上の住所名古屋市西区名西１丁目24番８号　ケアハウス名西527号
破産者　井池　忠雄
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２６９号
名古屋市千種区千代が丘１番101―318号　千代が丘団地
破産者　藤空調こと　齋藤　秀和
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３７号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目17番２―103号　A
破産者　原田　忠明
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９号
北海道河東郡士幌町字士幌西１線172番地若葉団地68号
破産者　木村　壽男
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
北海道帯広市西16条南５丁目36番10号
破産者　飯塚　裕一
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
秋田県大仙市土川字半道寺台林26番地
破産者　嵯峨　正男
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第９２号
埼玉県深谷市岡里10番地17
破産者　鎌田　秀一
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第９１号
千葉県東金市宿666番地９、開始決定時の住所千葉県東金市薄島290番地５
破産者　大久保久肥
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係